

報告事項 2

教育長の臨時代理による「神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則の一部を改正する規則」の制定の件について

令和元年度教第55号議案により代理した「神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則の一部を改正する規則」の制定の件について、次のとおり交付したので報告する。

令和元年10月31日提出

神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月 日

神戸市教育委員会
教育長

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則（平成25年3月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号イ中「第2条の3第1項第1号若しくは第3号又は第2項」を「第2条第3号又は第2条の3第1項第1号若しくは第3号若しくは第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考)

神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(諮問等)

第2条 教育長は、次に掲げる決定をする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ審査会に諮問するものとする。

(1)次に掲げる規定の事由に該当するかどうか及びそれぞれの規定に基づく処分（以下「分限処分」という。）の内容に関する決定

ア 略

イ 職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和27年2月条例第8号）第2条の3第1項第1号若しくは第3号又は第2項

(2), (3) 略

2 略

第2条第3号又は第

2条の3第1項第1号若しくは第3号若し

くは第2項